

地震保険のご説明

地震保険未加入の方は
加入をご検討ください

地震保険とは、地震による損害を補償する保険です。

火災保険だけでは、地震等による損害は補償されません。

地震等(地震・噴火またはこれらによる津波をいいます)を原因とする損壊・埋没・流出による損害だけでなく、地震等による火災(延焼・拡大を含みます)損害や、火元の発生原因を問わず地震等で延焼・拡大した損害を補償するためには、「地震保険」をセットしていただく必要があります。

〈お支払い例〉



地震により火災が発生し家が消失した



地震により家が倒壊した



津波により家が流された

火災保険と地震保険の補償の範囲

損害の原因	火災保険	地震保険
地震・噴火・津波	×	○
火災(上記原因を除く) 自然災害など	○	×

※地震火災費用による補償はありますが、十分ではないため、地震保険未加入の方は、加入をご検討ください。

○：補償する ×：補償しない

保険料は所得控除の対象となります。

払込んだ保険料は、「地震保険料控除」の対象となり、その年の契約者の所得から控除できます。

	控除対象額
所得税	地震保険料の全額(最高50,000円)
地方税(住民税)	地震保険料の1/2(最高25,000円)

その他の条件・補償内容等

■地震保険は火災保険のセット商品です。

- ・地震保険のみ契約することはできません。
- ・火災保険のみご加入の場合でも、保険期間の途中から地震保険に加入することができます。ご加入される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

■地震保険の対象には、「建物」と「家財」があります。

火災保険と同様に、保険の対象として「建物」と「家財」があり、それぞれに保険金額を設定します。(どちらか一方のみ契約することも可能です。)

保険金額	火災保険の保険金額の30%~50%の範囲内
保険金額の限度額	建物：5,000万円 家財：1,000万円

※家財において、明記物件(1個または1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石および書画、骨董、彫刻物^{こっとう}その他の美術品、ならびに稿本、設計書、図案、証書、帳簿その他これらに類する物)は、申込書に明記いただいた場合であっても、地震保険では保険の対象となりません。

■保険料は、お住まいの地域や建物の構造などによって決まります。

保険料は、お住まいの都道府県に応じた地域および、保険の対象となる建物の構造によって決まります。なお、建物の免震・耐震性能によって適用される割引^{りぞく}もあります。

※重要事項説明書の補足事項をご確認ください。